

第3章

基本方針の概要

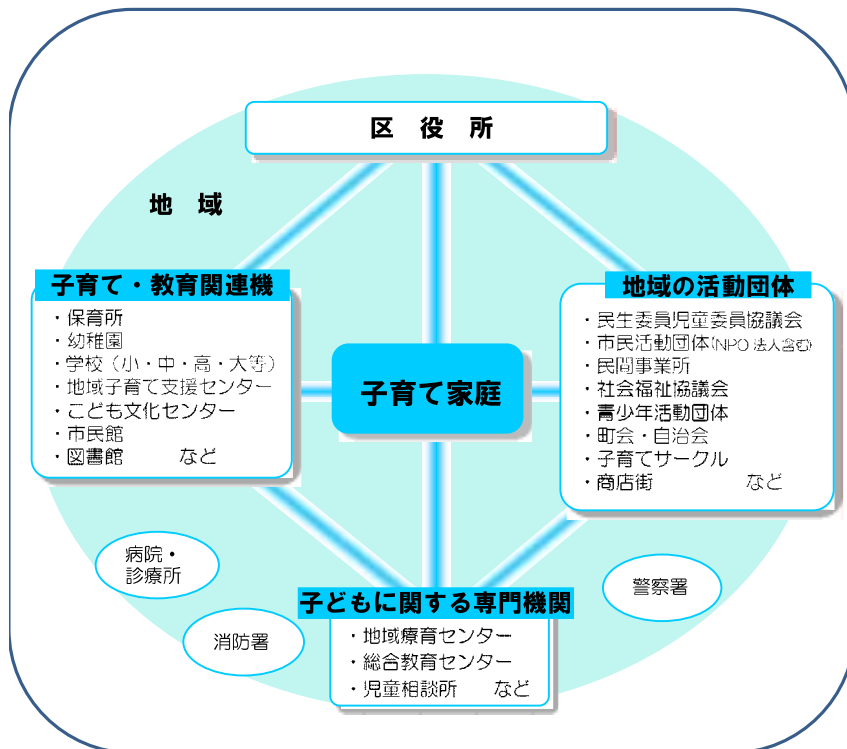
1 基本理念

この多摩区子ども支援基本方針は、川崎市自治基本条例の「情報共有」「参加」「協働」の基本原則に基づいて、「地域が一体となって、協働で行う子育て支援」についての指針として策定しました。多摩区で子育て支援にかかわる一人ひとりの声を大切に、それぞれの活動を尊重しながらも、互いに情報や課題を共有し合い、協力・連携して取り組んでいます。

この基本方針改定版においても、引き続き「多摩区をふるさととする“たまっ子”を区民みんなで育てよう」を基本理念として、多摩区の行政や関連機関、市民活動団体・民間事業所等が一体となって、子育て支援施策・事業の実施や連携・協働の充実を通して「温かく見守られ、安心して子育てができる地域」、「人のつながりを育み、子どもの健やかな成長を育むことのできる地域」を目指して推進していきます。

【基本理念】 多摩区をふるさととする“たまっ子”を
区民みんなで育てよう

地域で子育てを支えるネットワークのイメージ図



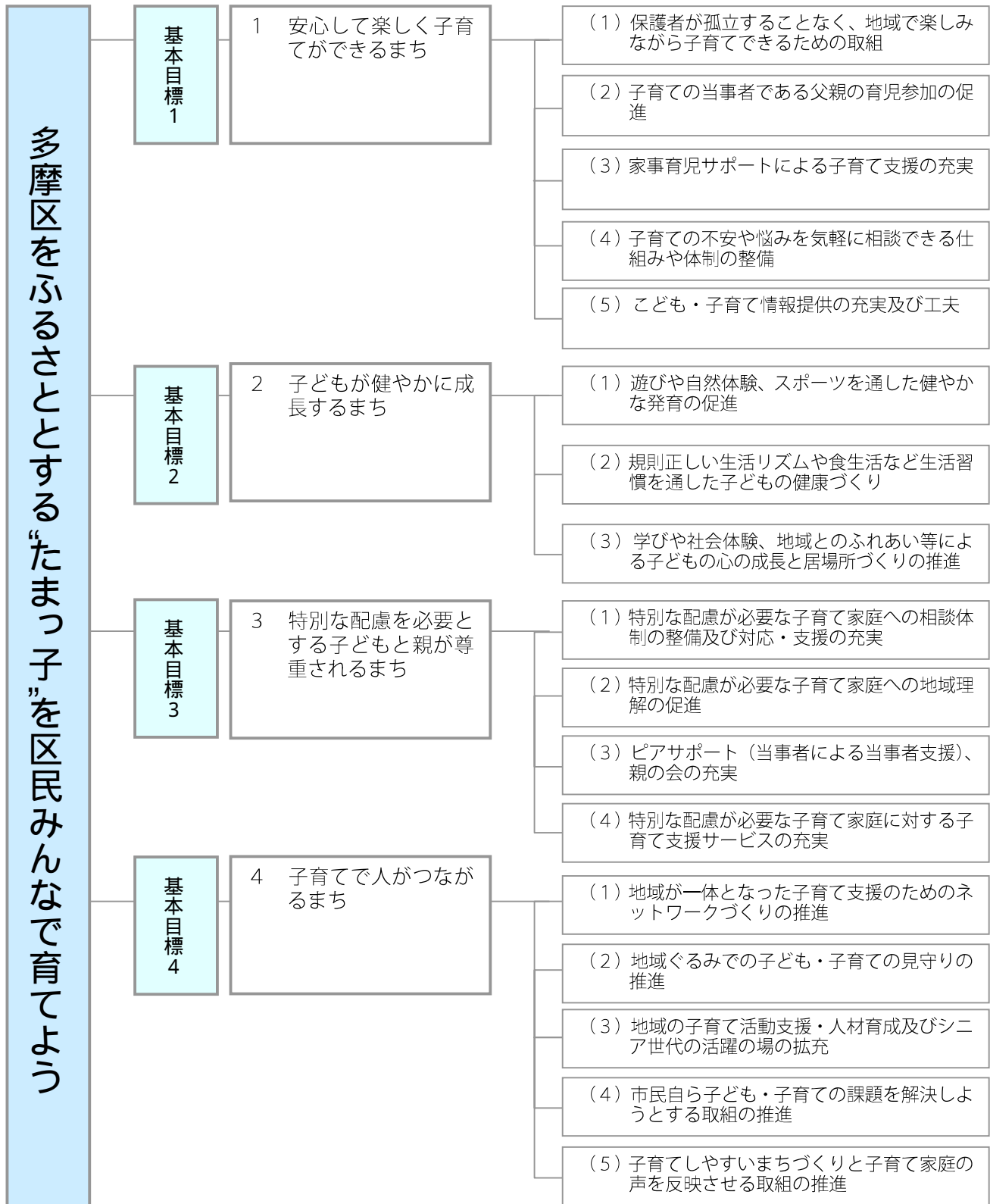
2 基本理念に基づく方針の体系

本方針は、基本理念を実現するため、4の基本目標と17の施策の方向で構成されています。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



基本目標 1 安心して楽しく子育てができるまち

地域における多様な人材や資源を活用し、子育てにかかわる様々な組織・機関、区民みんなで子育てを支え、保護者が孤立することなく、地域で楽しみながら子育てができる環境づくりを進めます。

施策の方向

- (1) 保護者が孤立することなく、地域で楽しみながら子育てできるための取組
 - (2) 子育ての当事者である父親の育児参加の促進
 - (3) 家事育児サポートによる子育て支援の充実
 - (4) 子育ての不安や悩みを気軽に相談できる仕組みや体制の整備
 - (5) 子ども・子育て情報提供の充実及び工夫
-

基本目標 2 子どもが健やかに成長するまち

子ども一人ひとりの個性が尊重され、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう様々な取組を推進するとともに、地域が一体となって取り組むことで、地域とのふれあいや交流の中で、多摩区をふるさととして地域や社会に愛着を持ちながら成長できる環境づくりを推進します。

施策の方向

- (1) 遊びや自然体験、スポーツを通じた健やかな発育の促進
 - (2) 規則正しい生活リズムや食生活など生活習慣を通じた子どもの健康づくり
 - (3) 学びや社会体験、地域とのふれあい等による子どもの心の成長と居場所づくりの推進
-

基本目標 3 特別な配慮を必要とする子どもと親が尊重されるまち

障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、特別な配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します（障害や発達に特性がある子ども、難病等をもつ子どもを以下「障害のある子ども」とします）。

施策の方向

- (1) 特別な配慮が必要な子育て家庭への相談体制の整備及び対応・支援の充実
 - (2) 特別な配慮が必要な子育て家庭への地域理解の促進
 - (3) ピアサポート（当事者による当事者支援）、親の会の充実
 - (4) 特別な配慮が必要な子育て家庭に対する子育て支援サービスの充実
-

基本目標 4 子育てで人がつながるまち

子育てにかかわる様々な組織・機関と区民のみんなが力強いきずなをつくり、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組みます。

施策の方向

- (1) 地域が一体となった子育て支援のためのネットワークづくりの推進
 - (2) 地域ぐるみでの子ども・子育ての見守りの推進
 - (3) 地域の子育て活動支援・人材育成及びシニア世代の活躍の場の拡充
 - (4) 市民自ら子ども・子育ての課題を解決しようとする取組の推進
 - (5) 子育てしやすいまちづくりと子育て家庭の声を反映させる取組の推進
-